

横手市産前・産後ファミリー応援事業の利用に関する注意事項

1. 利用申請について

- 申請内容を確認し、事業者との調整のうえ、1週間を目途に申請者宛に利用承認通知書と利用券を送付いたします。利用券は破損、紛失した場合、再交付可能なので、横手市までご連絡下さい。
- 利用券を不正に使用し、又は虚偽の申請その他不正な手段により事業を利用したと横手市が判断した場合、利用認定を取り消し、利用に係る金額を返還していただきます。
- 妊娠中に申請し、産後も継続してサービスを利用したい場合は再度申請いただく必要があります。

2. 家事代行サービスの内容について

- 1回のサービスにつき60分以内になります。産前・産後ヘルパー（家事代行サービスを実際に行う者）とサービス内容を充分ご相談いただき、ご利用ください。
- 利用回数は、以下のとおり利用可能です。
 - ①妊娠届出後から分娩日の前日まで24回
 - ②出産1回につき、1歳になるまで48回、2歳になるまで48回。ただし、対象のお子さんが複数いる場合、2人目は利用が重複していない期間分の利用券を発行します。詳細は下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 利用期限を超えて、家事代行サービスを利用することはできません。
- 家事代行のサービス内容については以下のとおりです。
 - ◇ 家事に関するもの
食事の準備及び後かたづけ、衣類の洗濯、補修、居室等の掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事援助
 - ◇ 育児に関するもの
授乳の補助、おむつ交換の補助、沐浴の補助、その他必要な育児援助
- 家事代行のサービス内容は、日常の家事のサポートであり、大掃除や引っ越しに伴う片付けは対象外です。
- 生活必需品の買い物等のサービスを利用した場合、実費相当分は利用者負担となりますので、事業者にお支払いが必要です。ご利用される際は、事業者と事前に相談をお願いいたします。

3. サービス利用時の対応について

- 産前・産後ヘルパーは、事業に従事するとき事業者が発行する身分証明書を携行しておりますので、ご確認下さい。
- サービスを利用した際は、利用券に署名し、事業者に提出して下さい。
- 利用予定の変更については、前日までに事業者にご連絡をお願いします。特別な理由なく当日の連絡となった場合には、サービスを利用したとみなし、利用券を提出していただきます。
- 利用承認後、事業者の変更や併用が可能です。変更・併用希望先の事業者へご相談ください。